

岡山行政法実務研究会 研究会記録（第1回～第17回）

岡山行政法実務研究会は、ロースクールの教育理念である「実務と理論の架橋」を行政法分野において実践することを目的に設立された研究会です。当研究会では、自治体職員が行政現場で直面する法的な課題について、自治体職員、弁護士、研究者、ロースクール学生など様々な立場の会員が集まり、広く知恵を出し議論することで、岡山ないし中四国地域における行政法理論と自治体実務の架橋の場としての役割を果たしてきました。これまでの研究成果の一部は、『臨床法務研究』に掲載されてきましたが、改めて、研究会の歩みを以下の一覧にまとめました（なお、講師の所属は、講演当時のものです）。

自治体職員が日々の業務において直面する問題で、判例も学説もなく行政実務も確立していない新しい問題や、判例や学説はあるが現場感覚からすればおかしいといった問題は、まだまだ数多く存在しています。また、1999年の地方分権改革から約20年が経過しておりますが、この間、自治体法務の果たす役割は、制度設計の面と制度運用の面の両面において、ますます重要になってきています。まず、制度設計の面についてみると、いわゆる分権対応型の法律、すなわち、一定程度まで国が内容を決めるが、残りは自治体が条例で自由に制度設計できるというタイプの法律ですが、これに対応して、変則的な法律執行条例、従来の用語を用いるならば自主条例と委任条例のハイブリッドタイプの条例を制定する場面が増え、自治体法務部門にとっては、困難ではあるが、政策法務能力次第では創意工夫と決断力を示す腕の見せ所になる場面も増えてきています。このような状況のもと、当研究会でも、行政不服申立や空き家対策などで、条例など自治体における制度設計の内容をどうするかという問題をとりあげてきました。また、一昨年成立した改正個人情報保護法・マイナンバー法の下で、現在、各自治体においては速やかに個人情報保護条例を見直す必要が生じています。このように、分権時代においては、次から次へと条例改正、制度設計が求められますが、それらの作業において、先行自治体の単なるコピーではなく、各自治体の特性やニーズに対応した的確な条例案を作成するには、高度な法務能力が必要とされることが指摘されています。

さらに、制度設計の面に関して、当研究会は、地域公共交通の問題をたびたび取り上げています。これは、地域公共交通の分野が比較的最近になって自治体行政の守備範囲に入ったものであり、生活環境やまちづくりといった従来からの行政の守備範囲と比べると、法的ノウハウの蓄積や自治体職員の当事者意識が必ずしも十分ではないようにも見受けられるからです。そもそも、地域公共交通の維持発展については、専らその課題を民間の事業者任せ、行政は赤字補填型補助金の供給元としての役割を果たしていた時代から、2002年及び2006年の道路運送法改正、2007年の地域公共交通活性化再生法の制定と同法の2014年改正などの法改正を経て、現在では、地域公共交通の維持発

展に、地域の自治体が責任をもって先頭にたって取り組むことが求められるようになり、行政計画手法などを用いることで、地域公共交通ネットワークを構築する司令塔の役割も果たさなければならなくなっています。このような状況のもと、意欲的な自治体は既に様々な取り組みを始めているところです。コミュニティーバスなどのコミュニティー交通の導入は、上記の法改正に先駆ける自治体発信の取り組みですし、法制度との関係でいえば、さしあたり、活性化再生法のもとでの地域公共交通網形成計画や必要に応じて再編実施計画の策定に取り組んでいる自治体もあります。このような政策実現の裏には、自治体内部の地域公共交通担当者の奮闘がある訳ですが、政策をスムーズに実現するには、自治体内部の公共交通担当者だけでなく、法務総務部門をはじめとした他部局や執行部の理解が欠かせません。これがなければ、地域公共交通にかかる事務について、単に法改正により国が一方向的に地方に対して煩雑な事務を押し付けてきたから仕方なく行うとか、国が提示したメニューにつき、国庫補助の有無と割合のみで自治体の政策優先順位を決めてしまうといった態度につながりかねません。また、現在では、どこの自治体でも、民間交通事業者の事業撤退や破綻といった事態がいつ起きてもおかしくない状況にあり、仮にそのような事態が発生すれば庁内挙げての対応が必要になりますが、その際、自治体と事業者間での無用な感情的対立や誤解による相互不信を惹起する可能性もあります。そこで、生活環境やまちづくりなど従来から行政の守備範囲であった分野ではない、新しい地域公共交通という分野について、なぜこの事務を行政が取り扱う必要があるのか、そして、そもそも、地域公共交通を維持発展させることはなぜ必要なのか、誰のどのような利益に資するのかといった、政策の目的にあたる部分の意義をしっかりと認識することが重要になります。当研究会では、以上のような問題意識に基づき、地域公共交通の問題についても積極的に取り上げてきました。

最後に、自治体法務においては、オペレーションの面でのリーガルマインドも重要です。いくら条例その他の制度設計がよいものであっても、運用するヒトの側の意識がつかないかればそれは十分には機能しません。自治体は、昨年からは、新たな行政不服審査法の下で不服審査業務を開始していますが、たとえば審理員の審理がどの程度、実質的・実効的になされるかなどの面において、また、空き家対策条例では、ほとんどの自治体がこれまで経験していない空き家の取り壊し・行政代執行に着手できるかなどの点で、制度改革の運用面での真価が問われることになります。

このように、現在の自治体においては、制度設計、オペレーションの両面において、法務能力の向上、リーガルマインドの向上が求められるわけですが、これは自治体職員に対してのみ向けられた課題ではありません。分権時代において地域・地方の法務能力は、自治力を基礎づける観点からも重要です。行政法分野にかかる法的思考力は、自治体職員だけでなく、審査会や裁判その他で、地域政策に参画する地域の弁護士、地域の大学教員にも求められるところであり、分権時代においては、まさに各地域の総合力としての法務能力が試されるといえます。岡山ないし中四国地域においても、自治体職員、法曹、研究者の三者が相互に研鑽して、地域の行政法務の足腰・基礎体力を

鍛える必要性はますます高まると思われます。

当研究会が、自治体職員が法務問題に関する疑問を解決する際の多角的なチャンネルの中の一つに位置づけられるよう、そして、岡山ないし中四国地域の行政法務を検討するフォーラムないしサロンとして幅広く自治体関係者から信頼されるよう、今後も活動していきたいと考えています。

岡山行政法実務研究会会長 岡田 雅夫（岡山大学名誉教授）

岡山行政法研究会幹事 吉野 夏己（岡山大学教授・弁護士）

岡山行政法研究会幹事 南川 和宣（岡山大学教授）

第1回 行政法学における理論と実務の架橋

日 時：平成25年5月18日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：小林裕彦氏（弁護士・総務省地方制度調査会委員）

「政府地方制度調査会の議論の状況と今後の検討課題」

岡田雅夫氏（日本公法学会理事・岡山大学名誉教授）

「行政法学における理論と実務の架橋」

小林講演では、政府の第30次地方制度調査会委員として関わった平成24年度の地方自治法改正の経緯および内容、さらに大都市制度改正に向けた中間報告の内容等について紹介した上で、政府において検討されている特別自治市構想などの新たな地方制度のメリット・デメリットの分析や、市町村間の広域連携についてなど、これからの基礎自治体のあり方にかかる制度改正について検討が行われた。

岡田講演では、わが国においては行政法解釈学における行政法理論と行政法実務が乖離しており、行政法学における基礎理論が行政法令の実務解釈に全く影響していないことを、公法・私法二元論に関する議論の変遷を例に指摘した上で、わが国の行政法学が「実体法としての行政法」体系を構築するための中核論として提示する行政行為論も具体的な行政法令の解釈の役に立っていないこと、また、理論面においても行政行為の権力性などの論証において公定力の実体法上の意義を明らかにできないでいることなどが、行政法解釈学における理論と実務の架橋のための課題であると指摘された。なお、本講演は、臨床法務研究第12号15頁以下に掲載されている。

第2回 空き家に関する諸問題 — 空き家対策の政策法務 —

日 時：平成25年8月24日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：矢吹龍直郎氏（瀬戸内市）

「空き家問題を巡る自治体の対応」

坂本純平氏（岡山大学総務企画部法務コンプライアンス対策室・弁護士）

「空き家対策条例に基づく執行方法 ― 所有者不明の場合を中心に ―」

南川和宣氏（岡山大学法科大学院准教授）

「空き家対策条例の制定にかかる行政法上の問題点」

高原成明氏（津山市）

「空き家対策に係る誘導的手法の検討 ― 税制面でのディスインセンティブを中心に ―」

矢吹講演では、自治体政策における空き家対策の位置づけと、空き家がもたらす諸問題について自治体職員の立場から現状を説明したうえで、空き家対策にかかるソフトな手段として、空き家活用支援の観点から、瀬戸内市空き家情報提供制度の概要が具体的に紹介された。なお、本講演は、臨床法務研究第13号61頁以下に掲載されている。

坂本講演は、各地の自治体が制定している空き家条例に基づく強制執行に関する問題点について、行政代執行法に基づく代執行を行う際の問題点、所有者調査の困難性（とりわけ固定資産税台帳の情報提供可能性の可否）、民事執行の利用可能性、所有者不在の場合の執行手段、および強制執行費用の回収の具体的な方法などについて、報告した。なお、本講演は、臨床法務研究第13号71頁以下に掲載されている。

南川講演は、空き家対策問題の第一人者である北村喜宣上智大学教授の先行研究を紹介し、各地の自治体がアイデアを凝らして様々なタイプの空き家条例を制定していること、ただその中には、法律と条例の抵触問題や行政代執行法との関係から違法条例と評価されかねないものも存在していることなどを指摘することで、今後条例制定を検討している自治体にとって、どのような観点に注意して条例を制定すべきかについて参考となる情報を提供した。なお、本講演は、臨床法務研究第13号79頁以下に掲載されている。

高原報告は、空き家対策に係る誘導的手法として考えられている、①空き家の除却について解体費用を一部補助する方法のほか、②空き家の除却後も固定資産税の住宅特例を一定期間認める手法（すなわち、空き家の除却によるディスインセンティブを緩和する方法）の利用可能性、③空き家の認定により空き家の除却前の段階において固定資産税の住宅特例を認めない手法（すなわち、空き家の放置に対しインセンティブをなくす方法）のそれぞれにつき、現行法令のもとにおける問題点と自治体にとっての訴訟リスクを整理・分析した。なお、本講演は、臨床法務研究第13号97頁以下に掲載されている。

第3回 廃棄物処理を巡る法的諸問題

日 時：平成26年2月22日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：藤田 求氏（岡山市環境局産業廃棄物対策課監理係副主査）

「岡山市における行政処分の実例」

吉沢 徹氏（岡山大学大学院法務研究科教授・弁護士・元検事）

「廃棄物処理法違反での立件を巡る諸事例」

神例康博氏（岡山大学大学院法務研究科教授）

「廃棄物処理法違反の罪をめぐる解釈論的諸問題 ― 不法投棄罪を中心に ―」

藤田講演では、岡山市における廃棄物処理行政の現状について具体的な事例の紹介が行われた。とりわけ、廃棄物処理法に基づく行政処分を発付・発令するにあたり、廃棄物該当性や不法投棄該当性について、どのようなポイントに着目しているのか、事実認定のための行政調査をどのように行っているのかについて、具体的な行政プロセスに即した紹介がなされた。

吉沢講演では、検事としての経験から、廃棄物処理法違反での立件に関する事例の紹介が行われ、立件におけるポイントが示された。

神例講演では、刑法学の研究者の視点から、廃棄物処理にかかる刑罰法規の概要と、不法投棄罪を中心にした刑事事件裁判例の紹介がなされた。なお、本講演は、臨床法務研究13号115頁以下に掲載されている。

第4回 交通政策基本法と公設民営

日 時：平成26年3月9日（日）13：00～15：00

場 所：岡山大学50周年記念館大会議室

報告者：小嶋光信氏（一般財団法人地域公共交通総合研究所代表理事（理事長）・両備グループ代表・CEO）

「交通政策基本法と公設民営」

小嶋講演は、地域公共交通の民間事業者の立場から、高齢化やモータリゼーションなどの要因により全国の地域公共交通の経営環境が厳しくなっている現状について分析した上で、地域公共交通を維持し、活性化するために自らが行ってきた実践的な様々な取り組みについての紹介がなされた。とりわけ、公設民営方式によるローカル線・バス路線の再生について、和歌山電鐵貴志川線や井笠鉄道（バス）などで蓄積された再生のノウハウが、全国の地域公共交通再生のモデルとなりうることが紹介された。

第5回 地域公共交通の諸問題について

日 時：平成26年7月5日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

報告者：新 仁司氏（玉野市財政部契約管理課長）

「玉野市の地域交通計画について」

加藤博和氏（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）

「激動する地域公共交通関連法制度」

新講演は、地域公共交通の維持活性化に積極に取り組んでいる玉野市の担当者としての立場から、地域公共交通の見直しと利用促進対策をテーマに、同市におけるコミュニティバスと乗合タクシーからなる新交通システム導入の経緯と概要について説明したうえ、導入後の自己検証・自己評価が重要であることを指摘した。なお、本講演は、臨床法務研究第14号45頁以下に掲載されている。

加藤講演は、自治体がとるべき地域公共交通の維持活性化策において、まず、従来型の事業者への補助金制度が有用ではないことを指摘する。そして、近年相次いで制定された交通政策基本法、改正地域公共交通活性化・再生法、および改正道路運送法の概要を紹介したうえで、地域公共交通に関するこれら法制度の変遷と今後の法改正の見通しを踏まえ、新たな法制度のもとで自治体ができるような施策を講じるべきかについて、新交通システムの導入などによる各地の成功例を示しながら、地域公共交通会議および法定協議会の活用のあり方を示した。なお、本講演は、臨床法務研究第14号25頁以下に掲載されている。

第6回 行政不服審査法の改正と自治体の対応

日 時：平成26年11月29日（土）13：00～17：00

場 所：岡山大学文法経講義棟12番教室

報告者：伊藤治彦氏（岡山商科大学法学部教授）

「改正行政不服審査法について」

添田徹郎氏（総務省行政管理局行政手続室 室長）

「行政不服審査法改正と自治体の対応」

シンポジウムパネリスト：

添田徹郎氏（総務省行政管理局行政手続室 室長）

水田健一氏（岡山県総務部総務学事課 課長）

伊藤治彦氏（岡山商科大学法学部教授）

吉野夏己氏（岡山大学大学院法務研究科教授・弁護士）

南川和宣氏（岡山大学大学院法務研究科准教授 [コーディネーター]）

伊藤講演では、行政法研究者の視点から、現行の行政不服審査のメリット・デメリットを分析したうえで、今般の改正行政不服審査法が現行制度のデメリットに対してどのような改善を行っているのかという問題意識のもと、手続の簡易迅速性の視点から、審査請求への原則一元化と標準審査期間の設定について、手続の公正性の視点から、審理員と行政不服審査会制度について、それぞれ詳細な分析と検討が行われた。なお、本講演は、臨床法務研究第15号31頁以下に掲載されている。

添田講演では、立法関係者の視点から、行政不服審査法の改正の経緯、改正法の詳細な内容が説明されたうえ、自治体に対して、改正行政不服審査法の施行に向けた工程表が示された。なお、本講演は、臨床法務研究第15号39頁以下に掲載されている。

シンポジウムのパネルディスカッションでは、①改正行政不服審査法の施行前の準備について（とりわけ、自治体は、どのような準備作業を行わなければならないか）、②審理員制度の具体的制度設計の自由度と限界について（とりわけ、どのような者を審理員に登用できるのか）、③行政不服審査会の制度設計（とりわけ、審査会のメンバー構成の在り方について）、④審査会事務局の位置づけとあり方、⑤審理員および行政不服審査会の審査権限の範囲とその限界等の問題について議論をおこなった。なお、本シンポジウムのパネルディスカッションは、臨床法務研究第15号51頁以下に掲載されている。

第7回 自治体法務の課題

日 時：平成27年3月14日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：金馬健二氏（元裁判官・弁護士）

「元裁判官の目から見た自治体のコンプライアンス」

大山 亮氏（福山市企画総務局総務部総務課調整員（政策担当）・元岡山弁護士会所属）

「任期付公務員として1年を過ごして―自治体の内部から見た法務―」

金馬講演では、元裁判官の視点から、自治体におけるコンプライアンスに関し、職員個人の責任や懲戒処分の概要、自治体職員のよるべき規範について説明したうえで、自治体がコンプライアンスを遵守するとはどのようなことかについて、自らが関わった行政訴訟や国家賠償訴訟を例に、具体的に説明された。

大山講演では、自治体に勤務する組織内弁護士の立場から、自治体内の法務体制の状況、庁内の法律相談の状況、要綱案の審査、訴訟対応、職員研修などの具体的な業務内容の紹介と、これから想定される業務などについての見通しが示された。なお、本講演は、臨床法務研究第17号31頁以下に掲載されている。

第8回 自治体内部における適法性統制機能について～総務・法務部門の役割を中心に～

日 時：平成27年5月16日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：南川和宣氏（岡山大学大学院法務研究科教授）

「判例評釈：パチンコ店の出店を妨害する目的でなされた市立図書館の設置が違法であるとされた事例（東京地判平成25年7月19日）」

パチンコ店の出店を妨害する目的でなされた市立図書館の設置行為が違法であるとして自治体に対し多額の損害賠償を命じた裁判例（東京地判平成25年7月19日）を素材に、総務・法務部門の担当者は自治体の意思形成過程においてどのような役割を担い、首長や議会との関係はどうあるべきか、また、自治体の外部から意思形成過程に関与する顧問弁護士や外部学識経験者はそれぞれどのような役割を果たすことができるのかについて、同事件を検証する形で、様々な立場の会員と議論がなされた。

第9回 自治体法務～内的視点と外的視点～

日 時：平成27年8月8日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：湯川二郎氏（湯川法律事務所弁護士・京都産業大学法務研究科教授）

「弁護士から見た自治体法務～最三小判 H26. 1 .28の舞台裏 ― 一般廃棄物処理業の許可の取消を求める競業者の原告適格が認められた事例 ―」

坂本正文氏（福山市役所企画総務局総務部総務課主査）

「基礎自治体における現場としての法務部門を担当して」

湯川講演では、自らが原告側弁護士としてかわり、最高裁において一般廃棄物処理業の許可の取消を求める競業者の原告適格が認められた一般廃棄物処理業許可取消事件（最高裁平成26年1月28日判決）を素材として用いて、廃棄物処理法の規定の読み方、一般廃棄物の処理にかかる法の仕組みの理解の仕方、廃棄物処理計画の意義などを説明したうえで、弁護士が行政訴訟を提起する際のポイントを提示するとともに、最高裁が原告適格を認めた本件において訴訟代理人としてどのような主張を行ったかについて解説された。なお、本講演は、臨床法務研究第16号71頁以下に掲載されている。

坂本講演では、長年にわたって自治体の法務部門に所属した経験に基づき、自治体法務の適正な執行と現状への対応のための手法、自治体法務マネジメントに必要な視点、機能および考え方について具体的な経験を踏まえて体系的に整理したうえで、自治体法務担当者には、法的調整機能、有

機的連携などの問題解決型の姿勢が求められるとし、その際の具体的な心構えが紹介された。

第10回 地域公共交通の諸問題について

日 時：平成27年9月12日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

報告者：橋本成仁氏（岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授）

「地域公共交通とまちづくり」

別府直樹氏（総社市交通政策課主査）

「総社市における地域公共交通の取り組み」

橋本講演では、都市交通計画、地区交通計画および公共交通計画にかかる土木工学系の研究者として、県内外の自治体における地域公共交通計画の策定に携わっている経験を基に、地方都市における生活確保の視点から、生活交通、外出支援の観点が重要であるとし、そのうえで、広く薄い行政サービスのみに期待するのではなく、地域が主体的に生活交通に取り組んでいく必要があるとの提言がなされた。また、倉敷市における新交通システム導入の取り組み、および高梁市備中地域における地域公共交通の継続的な利用確保のための取り組み等が具体的に紹介された。

別府講演では、総社市の交通政策担当者の立場から、同市の新生活交通システムである「雪舟くん」導入までの経緯や導入後の利用調査、吉備線 LRT 化構想に関する検討体制と基本計画素案など、同市における地域公共交通の維持活性化に向けた包括的な取り組みと、地域公共交通に対する同市の基本的な考え方が示された。なお、本講演は、臨床法務研究第16号71頁以下に掲載されている。

第11回 災害対策基本法の避難行動要支援者と個人情報保護

日 時：平成27年10月3日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：中村 誠氏（岡山大学法学部教授）

「災害時の個人情報の取扱い ― 災害対策基本法平成25年改正を中心に ―」

矢吹龍直郎氏（瀬戸内市総務部総務課）

「避難行動要支援者名簿に関する検討状況について」

武藤康也氏（瀬戸内市危機管理部危機管理課）

「災害時における避難行動要支援者の支援に関する取り組み状況～瀬戸内市の現状～」

岡村 巧氏（備前市市長室危機管理課）

「災害時における避難行動要支援者の支援に関する取り組み状況～備前市の現状～」

中村講演においては、災害時に自力で避難できない人（災害時要援護者）をあらかじめ平時においてリストアップすることが避難を支援する自主防災組織や町内会にとって有益であるが、そのリストに含まれる情報の秘匿性はかなり高く、漏洩などがあってはならないという事情のもと自治体はどのような対応をとるべきかにかかる問題を検討するにあたり、災害対策基本法が2013年に改正される前の状況と国の避難支援ガイドラインおよび災害対策基本法の2013年改正の概要を紹介し、同法改正後の現状における課題として、リストアップにかかる同意書を返送しない者に対し、民生委員による催促が行え得ない問題と、同意書の返送がない者について、同意しない旨の回答がない場合に同意したとみなす（オプトアウト）対応にかかる問題点が指摘された。なお、本講演は、臨床法務研究第17号39頁以下に掲載されている。

矢吹講演においては、瀬戸内市における個人情報保護担当者の立場から、避難行動要支援者名簿を（平時に行われる）避難訓練に用いることはできないかという問題意識に基づき、平時における要支援者情報の提供可能性について、作成する名簿とその問題点について検討が行われた。なお、本講演は、臨床法務研究第17号79頁以下に掲載されている。

武藤講演においては、瀬戸内市における危機管理担当者の立場から、同市における避難行動要支援者対策の導入経緯や要配慮者（災害時要援護者）支援の仕組み、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する現状、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供に関する同市の考え方などが紹介された。なお、本講演は、臨床法務研究第17号61頁以下に掲載されている。

岡村講演においては、備前市における避難行動要支援者登録制度の概要、避難行動要支援者登録申請（同意）書の書式などの紹介がなされた。なお、本講演は、臨床法務研究第17号73頁以下に掲載されている。

第12回 地方教育行政とその諸問題

日 時：平成27年12月12日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：曾田佳代子氏（岡山市教育委員 元教育委員長）

「地方教育行政とその諸問題＝教育委員会制度変わる＝」

財津唯行氏（弁護士）

「児童相談所行政と法律的諸問題」

曾田講演では、現在の教育事情として、いじめ、不登校、児童虐待など子どもを取り巻く多様な課題を指摘したうえで、教育の目標である学力観が、知識の習得に加え、「自ら学び、考え、判断行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」へと変化したことに対応した意識改革が教育現場で求められていることを指摘する。そして、そのための制度面での改革として、教育委員会制度改革な

ど近年の教育法制の改革の内容を紹介したうえで、平成25年に中央教育審議会が示した「今後の地方教育行政の在り方について」に基づき、これからの方向性が示された。なお、本講演は、臨床法務研究第17号85頁以下に掲載されている。

財津講演では、岡山市の児童相談所の顧問弁護士の立場から、児童相談所が持つ法律的権限のうち、児童福祉法27条及び28条に基づく措置、同法33条に基づく一時保護などについて、事例に基づき具体的な執行プロセスが解説・紹介された。また、一時保護中ないし施設に措置中の法律関係にかかる親権との調整条項である児童福祉法47条及び33条の2などの規定の意義が紹介され、①一時保護処分取消訴訟例、②裁判所の承認に基づく施設入所措置に対する取消訴訟、③施設における子どもの脱走事故にかかる国賠訴訟などの裁判例の紹介がなされた。

第13回 自治体における税務行政の諸問題

日 時：平成28年2月27日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：高原成明氏（津山市財政部課税課主任）

「固定資産税における課税保留措置の適法性について」

田近 肇氏（岡山大学大学院法務研究科教授・憲法）

「ペット供養をめぐる税務問題」

高原講演では、自治体の税務担当者の立場から、行政実務において用いられている「課税保留」処理の適法性が検討された。同講演では、まず、固定資産税を例に、法令上の原則的な処理を行うことが、ケースによっては、相続財産管理人及び精算人選任手続の予納金コスト、財産の換価困難性およびその他の債務者の存在などの理由から実務上困難となる場合があり、その場合の受け皿として「課税留保」という取り扱いが実務上必要になることが紹介された。そして、そのうえで、課税留保を現行法上どのように正当に位置づけるかについて幾つかの試論が提示された。なお、本講演は、臨床法務研究第17号97頁以下に掲載されている。

田近講演では、宗教法人に対する税制上の優遇制度を前提に、ペット供養に対する課税を巡る3つの裁判例を分析した上で、憲法学および税法学における宗教法人に対する税制上の優遇措置の根拠にかかる議論を踏まえ、ペット供養が課税対象となる収益事業とされるそもそもの原因は、宗教法人の法人税法上の取扱いを、業務・事業の宗教的性格とは無関係に、一般的な公益法人税制の枠組みで説明してきたことにあり、そうした前提をそのままに、にわかにペット供養の宗教性を強調しても、ペット供養に対する非課税にかかる議論は受け入れられないだろうとする。

第14回 行政契約にかかる諸問題

日 時：平成28年5月28日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

報告者：東原良樹氏（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）

「競争入札制度における経済性原則と付带的政策の関係性～水戸地判平成26年7月10日（判時2249号24頁）を素材として～」

南川和宣氏（岡山大学大学院法務研究科教授）

「規制の行政契約の限界と利用可能性～福津市最終処分場事件（最判平成21年7月10日）を手がかりに～」

東原講演では、入札の参加資格に災害協定締結要件や本店所在地要件を用いることが場合によっては違法となる旨を判示した水戸地裁平成26年7月10日判決を素材に、公共事業の入札プロセスにおいて地域経済活性化や地元業者の育成の観点を配慮することがどの程度まで許されるのかについて、関連する裁判例の検討分析を踏まえた考察がなされた。

南川講演では、公害防止協定などの規制の行政契約の分野にかかる最近のトピックとして、規制の行政契約に法的拘束力および司法的強制の利用可能性を認め、個別行政法令との抵触問題や内容にかかる限界についても緩やかに解する判断を示した最高裁平成21年7月10日判決を紹介し、この最高裁の判断枠組みのもとでは、自治体行政現場においても規制の行政契約のツールとしての重要性が高まり、その活用の場面は今後さらに増えるのではないかとの見通しが示された。

第15回 行政調査にかかる諸問題～立入調査を中心に～

日 時：平成28年9月24日（土）13：00～16：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

報告者：南川和宣氏（岡山大学大学院法務研究科教授）

「行政調査論の現状」

横田健二氏（岡山県職員）

「廃棄物処理法に基づく行政検査の現状と課題」

野一色直人氏（立命館大学教授）

「税法上の調査権限の概要と課題」

南川講演においては、行政調査をめぐるのは、立入調査においてどの程度の実力行使までが許されるのか、相手方私人が調査に協力しなかったり、妨害したりした場合にどのような対応がとれるのか、警察・検察当局との連携のありかた如何等について、学説や判例において必ずしも十分に解

明されていない問題がいくつか存在しているとの問題提起がなされた。

横田講演においては、岡山県で廃棄物処理行政を担当している立場から、廃棄物処理法に関する行政調査の現状について、岡山県の検査体制や立入検査の状況、検査方針や国による技術的助言の内容、検査で違反が見つかった場合の違反事項への対応策などについて具体的に紹介がなされた。

野一色講演では、税法上の行政調査権限を素材として、行政調査にかかる法的問題について理論と実務の両面から検討がなされた。とりわけ、国税通則法に基づく質問検査権に関する裁量の範囲とその統制や、税法の分野において蓄積された違法な調査に関する裁判例および関連する法的問題が詳しく紹介された。

第16回 地域公共交通

日 時：平成28年11月13日（日）15：00～17：30

場 所：岡山大学文化系総合研究棟共同研究室

報告者：土井 勉氏（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任教授）

「総交通量減少時代における生活と交通を支える仕組みを考える～人々の心に火を灯す交通政策～」

土井講演では、総交通量減少時代における望ましい交通のあり方につき、まちづくりにおいては「コンパクト」だけでなく「ネットワーク」が重要であること、そして、公共交通と都市形成のパッケージがまちをつくることが指摘された。すなわち、総交通量が減少する今こそ地域にとって望ましい交通政策を実現するラストチャンスであるとの認識のもと、地域の人々のモビリティをいかに確保していくのが議論されるべきであり、従来の人口増加を背景にした交通混雑解消のための事業や計画に替えて、いかにスマートで魅力あるまちを形成するのかに関する方法論が構築されなければならないとする。そのうえで、地域公共交通を議論する際には、①目的が地域の人々の移動支援であること、②幹線とフィーダーの役割を明確にして、地域公共交通の利便性を高めること、③地域公共交通をインフラと位置付け赤字の意味を再検討することが重要であると主張された。

なお、岡山行政法実務研究会が地域公共交通の問題を取り上げるのは今回で4回目となることから、研究会の冒頭、研究会事務局から、地域公共交通にかかる法制度の変遷や、これまでの講演の回顧が、「テーマ設定についての趣旨説明」というタイトルの下で行われた。

第17回 議員立法～空家対策特別措置法を中心に～

日 時：平成28年12月17日（土）14：00～16：30

場 所：岡山大学文法経講義棟11番教室

報告者：山下貴司氏（衆議院議員・弁護士）

「議員立法のつくり方～空家対策特措法とストーカー規制法を題材に～」

山下講演では、衆議院議員の立場から、自らが成立に深く関わった議員立法であるストーカー規制法と空家対策特別措置法を例に、議員立法の制定過程が具体的に明らかにされた。また、空家対策特別措置法にかかる自治体ごとの施行状況や、同法に基づく計画の策定などの自治体の取り組みに関する状況、空家対策推進にかかる予算概算要求・税制要望の概要などの紹介、および空家対策特別措置法について、立法者の立場から、条例と法律の抵触にかかる具体的な条文についての解釈なども示された。

なお、山下講演の後、研究会事務局から、空家対策特別措置法の施行後における全国の空き家対策条例の制定・改廃にかかる状況が報告された。